

## 大分港貨物集荷等促進対策助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大分港大在コンテナターミナル（以下「大在CT」という。）を利用して輸出入を行う荷主等に対し、大分県ポートセールス実行委員会（以下「委員会」という。）が予算の範囲内で経費の一部を助成することにより、大在CTにおけるコンテナ貨物量の増大に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、大在CTを利用する荷主等のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 国内に事業所を有する事業者（個人も含む。以下同じ。）であること。

(2) 次の項目のいずれかに当てはまる荷主等であること。

① 条件不利地域（大分市を除く県内市町村及び県外）から大在CTを利用して輸出入を行う荷主又はその通関業者

② 大在CTで揚げたコンテナ貨物を燻蒸した荷主

2 前項に定める荷主は、船会社が発行する船荷証券（B/L）に記載された荷主とする。ただし、商社との契約などにより船荷証券（B/L）に荷主が記載されていない場合でも、実質上の荷主であることが確認できれば助成対象とする。

### (助成金の額等)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

① 条件不利地域から大在CTを利用して輸出入を行う場合

助成対象地域	助成対象	助成単価
A 中津市、日田市、県外	40F 実入りコンテナ	1本 10,000円
	20F 実入りコンテナ	1本 8,000円
B A地域及び大分市を除く 県内市町村	40F 実入りコンテナ	1本 6,000円
	20F 実入りコンテナ	1本 5,000円

ただし、1荷主等年間50本を上限とする。

② 大在CTで揚げたコンテナ貨物を燻蒸した場合

燻蒸1回につき 必要経費の1/2（千円未満切捨て。助成額上限100,000円）

2 助成金は予算の範囲内で交付する。

### (助成金の交付方法並びに交付申請)

第4条 この助成金は精算払により交付する。

2 助成対象者が助成金交付の請求をしようとするときは、大分港貨物集荷等促進対策助成金交付申請書（第1号様式）及び大分港貨物集荷等促進対策助成金実績報告書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

### (交付決定及び額の確定)

第5条 委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の決定及び交付金額の確定を行い、大分港貨物集荷等促進対策助成金交付決定及び確定通知書（第3号様式）により、助成対象者にその旨を通知するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、助成対象事業の内容について説明を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに大分港貨物集荷等促進対策助成金請求書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第7条 委員会は、助成対象者又は既に助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、この助成金の交付にかかる必要な事項は、委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

大分県ポートセールス実行委員会  
会 長 様

申請者  
住 所  
名 称  
代表者職・氏名

大分港貨物集荷等促進対策助成金交付申請書

大分県貨物集荷等促進対策助成金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 助成金申請額 金 円

①条件不利地域からのコンテナ貨物

補助対象地域	補助対象	単価	本数	調整後本数	助成額
A 中津市、日田市、県外	40F実入り	10,000			
	20F実入り	8,000			
B 別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	40F実入り	6,000			
	20F実入り	5,000			
合 計					

※助成年度(4月1日~翌年3月31日)内の助成本数は50本を上限とする。

○助成本数調整 ※調整は単価の安いものから順に行ってください

交付決定済本数	助成可能本数	今回申請本数	調整本数

②大在CTで揚げ燻蒸した貨物

貨物名	必要経費	助成率	助成額
		1/2	
		1/2	
		1/2	
合 計			

※助成額について、必要経費の1/2が10万円を超える場合は10万円になります。

大分県ポートセールス実行委員会  
会 長 様

申請者  
住 所  
名 称  
代表者職・氏名

大分港貨物集荷等促進対策助成金実績報告書

年 月～ 年 月にかかる大分港大在コンテナターミナルへの集荷等実績を下記のとおり報告します。

記

①条件不利地域からのコンテナ貨物

月日	荷主名	輸出 輸入	40F 20F	集荷等地域 (条件不利地域)	コンテナ 本数	貨物の内容
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			
/		出・入	40・20			

②大在CTで揚げ燻蒸した貨物

月日	使用庫	荷主名	貨物の内容	コンテナ本数	
/	A・B その他			20F ×	本
/	A・B その他			40F ×	本
/	A・B その他			20F ×	本
/	A・B その他			40F ×	本

(添付書類)

- 条件不利地域助成を証明する書類  
・BL(船荷証券)若しくはそれに代わるもの
- 燻蒸庫使用助成を照明する書類  
・燻蒸実施記録表及び写真、消毒(燻蒸)計画書、その他かかった経費がわかるもの等

年 月 日

（申請者）

様

大分県ポートセールス実行委員会  
会 長

大分港貨物集荷等促進対策助成金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分港貨物集荷等促進対策助成金については、同交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付申請額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |

4 理 由

（交付申請額、交付決定額及び交付確定額に違いがある場合にのみ記載）

年 月 日

大分県ポートセールス実行委員会  
会 長 様

申請者  
住 所  
名 称  
代表者職・氏名

大分港貨物集荷等促進対策助成金交付請求書

大分県貨物集荷等促進対策助成金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定に基づき請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	本支店名	預金の種類	口座番号	口座名義人
		普通 当座		(フリガナ)

担当者

連絡先